

A2 訪問型サービス（独自）サービスコード表（現行相当：令和6年4月1日以降分）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1,176単位	日割の場合 ÷ 30.4日	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		2,349単位	日割の場合 ÷ 30.4日	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(2) 1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3,727単位	日割の場合 ÷ 30.4日	123単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		287	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22	ロ 1月当たりの回数を定める場合		179			
A2	2621	訪問型独自サービス23	ハ 所要時間が45分未満の場合		220			
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ニ 所要時間が45分以上の場合		163			
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		12単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		23単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(2) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		37単位減算	日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間が20分以上45分未満の場合			-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二) 所要時間が45分以上の場合			-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合				-2
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算				所定単位数の15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算			所定単位数の15%加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の15%加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算				所定単位数の10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の10%加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の10%加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算				所定単位数の5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の5%加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算		100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算			チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000 加算

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算はすべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

A6 通所型サービス（独自）サービスコード表（現行相当：令和6年4月1日以降分）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A6	1111 通所型独自サービス11	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1112 通所型独自サービス11日割		1,798単位	59単位	59	1日につき	
A6	1121 通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621	1月につき	
A6	1122 通所型独自サービス12日割		3,621単位	119単位	119	1日につき	
A6	1113 通所型独自サービス21	網掛け部分は、久慈広域連合では当面の間使用しません			436単位	436	1月につき
A6	1123 通所型独自サービス22				447単位	447	1月につき
A6	C211 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止未実施減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	1単位減算	-1	1月につき
A6	C212 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		18単位減算	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C213 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	1単位減算	-1	1月につき
A6	C214 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		36単位減算	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C215 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		事業対象者・要支援1	4単位減算	4単位減算	-4	1回につき
A6	C216 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	4単位減算	-4	1回につき
A6	D211 通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	1単位減算	-1	1月につき
A6	D212 通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		18単位減算	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213 通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	1単位減算	-1	1月につき
A6	D214 通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		36単位減算	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D215 通所型独自業務継続計画未策定減算21		事業対象者・要支援1	4単位減算	4単位減算	-4	1回につき
A6	D216 通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	4単位減算	-4	1回につき
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき	
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき	
A6	8112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき	
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2		イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	1月につき
A6	6207 通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1 月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94	1回につき
A6	6212 通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき	
A6	5010 通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1回につき	
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1回につき	
A6	6116 通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50	1回につき	
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200	1回につき	
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	1回につき	
A6	5011 通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	1回につき	
A6	6310 通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480	1回につき	
A6	6011 通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位	88	1月につき
A6	6012 通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援2	176単位	176	1月につき
A6	6107 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位	72	1月につき
A6	6108 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	144単位	144	1月につき
A6	6103 通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位	24	1月につき
A6	6104 通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2	48単位	48	1月につき
A6	4001 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	1回につき	
A6	4002 通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	1回につき	
A6	6200 通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	
A6	6201 通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	1回につき	
A6	6311 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位	40	1回につき	
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000加算		1月につき	
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000加算		1月につき	
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算		1月につき	
A6	6118 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算		1月につき	
A6	6119 通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算		1月につき	
A6	6114 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000加算		1月につき	

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	8001 通所型独自サービス11・定超	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,259	1月につき
A6	8002 通所型独自サービス11日割・定超		1,798単位	59単位	41	1日につき
A6	8011 通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535	1月につき
A6	8012 通所型独自サービス12日割・定超		3,621単位	119単位	83	1日につき
A6	8003 通所型独自サービス21回数・定超	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305	1回につき
A6	8013 通所型独自サービス22回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	313	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A6	9001 通所型独自サービス11・欠	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,259	1月につき
A6	9002 通所型独自サービス11日割・欠		1,798単位	59単位	41	1日につき
A6	9011 通所型独自サービス12・欠		事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535	1月につき
A6	9012 通所型独自サービス12日割・欠		3,621単位	119単位	83	1日につき
A6	9003 通所型独自サービス21回数・欠	ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305	1回につき
A6	9013 通所型独自サービス22回数・欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	313	1回につき

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、「サービス提供体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

AF 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5		442単位	442	
AF	2112			高齢者虐待防止未実施減算		438	
AF	2114			4単位減算	業務継続計画未策定減算	4単位減算	434
AF	2113			業務継続計画未策定減算		4単位減算	438
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300単位加算	300	
AF	4002	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算		300単位加算	300	
AF	3111	介護予防ケアマネジメント（簡略化したケアマネジメント）	ニ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	310単位	310	
AF	4111	介護予防ケアマネジメント（初回のみのケアマネジメント）	ホ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5	742単位	742	

1月につき